

広島県告示第六百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年八月十六日

広島県知事 湯崎英彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社誠和	尾道市新浜一丁目九番二二号	きらら新浜デイサービスセンター	尾道市新浜一丁目九番二二号	介護予防通所介護	平成二十四年八月一日
株式会社禎光	尾道市浦崎町二七四六	ほっとステーション浦崎	尾道市浦崎町三六五五番地	介護予防通所介護	平成二十四年八月一日
株式会社オアシス	東広島市志和町志和西五三七番地七	志和デイサービスセンター	東広島市志和町七条椋坂四九五番一〇号	介護予防通所介護	平成二十四年八月一日
株式会社ネクストブレイン	広島市中区鉄砲町五番七号	介護ステーションケンアノス	廿日市市前空二丁目一番七号	介護予防訪問介護	平成二十四年八月一日
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会さくらショールトステイ	安芸高田市吉田町竹原一八九一番地一	介護予防短期入所生活介護	平成二十四年八月一日
有限会社スマイル	広島市西区井口明神二丁目八番四号	ナースステーションスマイル	安芸郡府中町山田二丁目二番一五号土井ビル二〇一号室	介護予防訪問看護	平成二十四年八月一日
株式会社ベストエッセンス	安芸郡府中町大通一丁目一番二五号	リハビリデイサービス笑う門	安芸郡府中町大通一丁目一番二五号	介護予防通所介護	平成二十四年八月一日